

## 第5章 事後調査の結果



## 第5章 事後調査の結果

### 5.1 事後調査の概要

補正評価書において、調査項目ごとに示した環境配慮事項とその実施状況について表 5.1.1

(1)～(12)に、環境要因ごとに示した環境保全措置とその実施状況については表 5.1.2 (1)～(5)に示した。

### 5.2 環境影響の判断基準及び達成状況

事後調査の結果、事業の実施による環境影響が各項目において定めた「環境保全に係る基準または目標」を基本に設定した表 5.2.1 に示す判断基準を達成しているものと判断した。

表5.2.1環境影響の程度の判断基準及び達成状況（工事時）

事後調査項目	環境影響の程度の判断基準	達成状況
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーショベル、バックホウ、コンクリートカッターを使用する作業 敷地境界騒音レベル 75dB(A)以下</li> <li>・くい打機等を使用する作業、上記以外の特定建設作業 敷地境界騒音レベル 85dB(A)以下</li> </ul>	騒音レベルは 46～57dB(A)であり環境の影響の程度の判断基準よりも低いことから、影響は生じていないと判断する。
振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くい打機等を使用する作業、鋼球を使用して破壊する作業、舗装版破砕機を使用する作業、ブレーカーを使用する作業 敷地境界振動レベル 75dB以下</li> </ul>	振動レベルは 28dB以下であり環境の影響の程度の判断基準よりも低いことから、影響は生じていないと判断する。
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨時のSS現況濃度（No.2地点：46mg/L、No.3地点：120mg/L）と同等若しくは現況濃度以下</li> </ul>	水質（SS）は最大 92mg/Lであり、環境の影響の程度の判断基準より低いことから、影響は生じていないと判断する。
陸上植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上植物に対する環境保全措置、環境配慮事項が実施され、保全すべき植物種が移植保存または現況保存され、生育状態が良好であること</li> </ul>	環境保全措置、環境配慮事項は実施され、保全すべき植物種のほとんどは移植が成功したため、影響はほとんど生じていないと判断する。
陸上動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上動物に対する環境保全措置、環境配慮事項が実施され、保全すべき陸上動物種の生息環境が保全されていること</li> </ul>	環境保全措置、環境配慮事項は適切に実施され、保全すべき動物種の生息環境は保全されているため、影響は生じていないと判断する。
水生生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物に対する環境保全措置、環境配慮事項が実施され、保全すべき水生生物種の生息環境が保全されていること</li> </ul>	環境保全措置、環境配慮事項は適切に実施され、保全すべき動物種の生息環境は保全されているため、影響は生じていないと判断する。
廃棄物・発生土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物・発生土に対する環境保全措置が実施され、廃棄物等が適正に再利用、処理、処分されていること</li> </ul>	環境保全措置は適切に実施されていることから影響は生じていないと判断する。

表5-1-1(1) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（計画・設計時 3事業共通）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO	
1	計画・設計時 3事業共通	計画・設計	施設計画全般	詳細設計等の発注時の仕様書への明記	詳細設計等の発注にあたっては、評価書に示す環境配慮事項及び環境保全措置を仕様書に明記する。	○	詳細設計等の発注にあたっては、補正評価書に示す環境配慮事項及び環境保全措置を遵守することを記載した。	－	－	－	全般	資料1	
2				環境負荷の小さい計画の選考	複数の計画案の中から計画内容を選定する際には環境影響配慮の程度を評価項目に含むこととする。	○	複数の計画案の中から計画内容を選定する際には環境影響配慮の程度を評価項目に含むこととする。 ・煙突高について3案(59m、80m、100m)を設定し、大気汚染、日照障害及び景観の影響について検討した。この結果、煙突高による大気汚染の影響はほとんど差がないことから、日照障害、景観に及ぼす影響を考慮し、最も低い煙突高(59m)を選択した。 ・煙突位置について2案(北側、南側)を設定し、大気汚染、日照障害及び景観の影響について検討した。この結果、煙突位置について大気汚染の影響はほとんど差がないことから、日照障害、景観に及ぼす影響を考慮し、寺尾地区の民家から距離を離れた南側を選択した。 ・当初、マツバランの自生地2カ所とも最終処分場の改変区域に該当していたが、このうち1カ所を非改変区域とする計画とした。	○	－	－	－	全般	
3				希少植物へ配慮した計画・設計	マツバランをはじめとする希少植物の環境保全措置及び環境配慮事項の効果を阻害しない計画・設計を行う。	○	マツバランの2カ所の生育地のうち、1カ所を改変区域から除外した。 蟹沢川上流部を改変区域から除外して、湿生植物の生息環境を残存させた。	○	陸上植物 保全すべき種 年1回	○ 無	有 無	陸上植物	資料33 資料34
4				環境配慮事項及び環境保全措置の実施	計画、設計にあたっては、評価書に示す環境配慮事項及び環境保全措置を適切に実施できる内容とする。	○	計画、設計にあたっては、評価書に示す環境配慮事項及び環境保全措置を適切に実施できる内容とした。	○	－	－	－	全般	
5				周辺環境に適合する計画の策定	計画、設計等にあたっては、周辺地形及び植生(二次林)等との連続性、動植物の生息、生育環境に配慮した良好な里山の生態系及び曾根丘陵公園等の眺望点からの景観に配慮した内容とする。	○	計画、設計等にあたっては、周辺地形及び植生(二次林)等との連続性、動植物の生息、生育環境に配慮した良好な里山の生態系及び曾根丘陵公園等の眺望点からの景観に配慮した内容とした。 また、ごみ処理施設の建屋の視認状況は補正評価書における予測結果とおおむね同様であった。	○	－	－	－	陸上植物、陸上動物、生態系、景観	資料25 資料26
6				跡地利用計画の検討	最終処分場跡地利用計画の形状・植栽等検討にあたっては、フォトモニタージュ等を用いて検討する。	△	最終処分場跡地利用計画段階に実施する。	△	－	－	－	陸上植物、陸上動物、生態系、景観	
7				動物による掘り起こし等の防止	埋立処分場をイノシシ、シカ等の大型哺乳類が掘り起こして損傷することがないように、埋立処分場周辺には進入防止柵を設置するよう計画する。	△	埋立処分場外周部には進入防止柵を設置する計画である。	△	－	－	－	陸上動物	資料16
8				希少植物へ配慮した計画・設計	マツバランをはじめとする希少植物の環境保全措置及び環境配慮事項の効果を阻害しない計画・設計を行う。	○	マツバランをはじめとする希少植物の環境保全措置及び環境配慮事項の効果を阻害しない計画・設計を以下のとおり行った。 ・マツバランの2カ所の自生地のうち、1カ所を改変区域から除外した。 ・蟹沢川上流部の湿地を改変区域から除外して、希少植物の移植地とした。	○	－	－	－	陸上植物	資料33 資料34
9				生育地の改変回避	マツバランの2箇所の生育地のうちの1箇所を現況のまま保全することとして、改変区域から除外する。	○	マツバランの2箇所の生育地のうちの1箇所を改変区域から除外した。	○	陸上植物 保全すべき種 年1回	○ 無	有 無	陸上植物	資料33
10				専門家の指導	最終処分場計画の策定にあたって、自然環境等に係る事項に専門家からの指導、助言を受けた場合には、専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにする。	△	今後、専門家からの指導、助言を得た場合に専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにする。	△	－	－	－	陸上植物、陸上動物、生態系	

表5-1-1(2) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（工事時 3事業共通）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
11	工事時 3事業共通	大気汚染	造成等の施工	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって粉じんの発生を抑制する。	○	ごみ処理施設と最終処分場の造成工事時期の重複がなかったため、建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することができた。	－	－	－	大気質(粉じん)	表2-2-22、 表2-2-23
12				造成法面の緑化	切土、盛土の法面整地後は、植生適正時期を勘案の上、できる限り早期に法面緑化を行い、粉じんの発生を抑制する。	○	ごみ処理施設に関する切土、盛土の法面整地後は、植生適正時期を勘案の上、できる限り早期に法面緑化を行い、粉じんの発生を抑制した。	－	－	－	大気質(粉じん)	資料13
13			建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械の排ガスを低減する。	○	ごみ処理施設と最終処分場の造成工事時期の重複がなかったため、工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することができ、建設機械の排ガスを低減した。	－	－	－	大気質(NOx、SPM)、騒音、振動	表2-2-22、 表2-2-23
14				排ガス対策型建設機械の選定	排出ガス対策型機械の使用による機械の選定を行い、排ガスの発生を抑制する。 (工事発注時において、対策型機械を使用する等、特記仕様書に明記する)。	○	工事発注時において、対策型機械を使用する等、特記仕様書に明記することによって、排ガスの発生を抑制した。	－	－	－	大気質(NOx、SPM)	資料1 資料3
15		大気汚染	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの集中を抑制する。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時に集中を回避するよう指導している。	－	－	－	騒音	資料4 資料5
16		騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械騒音の発生を抑制する。	○	ごみ処理施設と最終処分場の造成工事時期が重複がなかったため、建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することができた。	騒音レベル 年1回	○有 無	有○無	大気質(NOx、SPM)、騒音、振動	表2-2-22、 表2-2-23
17				低騒音型建設機械の選定	低騒音型建設機械の使用による機械の選定を行い、騒音の発生を抑制する。	○	低騒音型建設機械の使用による機械の選定を行い、騒音の発生を抑制した。	騒音レベル 年1回	○有 無	有○無	騒音	資料3 資料28
18			資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両騒音の発生を抑制する。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時に集中を回避するよう指導している。	－	－	－	騒音	資料4 資料5
19		振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械振動の発生を抑制する。	○	ごみ処理施設と最終処分場の造成工事時期が重複がなかったため、建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することができた。	振動レベル 年1回	○有 無	有○無	大気質(NOx、SPM)、騒音、振動	表2-2-22、 表2-2-23
20				機械の選定	低振動型建設機械の使用による機械の選定を行い、振動の発生を抑制する。	○	低振動型建設機械の使用による機械の選定を行い、振動の発生を抑制した。	振動レベル 年1回	○有 無	有○無	振動	資料3 資料28
21			資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時に集中を回避するよう指導している。	－	－	－	大気質(NOx、SPM)、騒音、振動	資料4 資料5
22		水質汚濁	造成による土砂流出	防災調整池の設置	防災調整池を2箇所設置し、降雨時に流出する濁水対策を行う。この防災調整池による滞留時間を確保し、上澄水を放流する。	○	防災調整池を2箇所設置し(うち、最終処分場においては建設中)、降雨時に流出する濁水対策を行った。この防災調整池による滞留時間を確保し、上澄水を放流した。	浮遊物質量、河川 流量 年1回	○有 無	有○無	水質(濁水)	資料8 資料9 資料29
23				仮設沈砂池の設置	工事期間中において、特に土砂流出の認められる箇所においては仮設沈砂池を設け、濁水の土砂を沈降させて上澄水を防災調整池へ放流する。	○	工事期間中において、特に土砂流出の認められる箇所においては仮設沈砂池を設け、濁水の土砂を沈降させて上澄水を放流した。	－	－	－	水質(濁水)	資料9 資料29
24		陸上動物・生態系	造成等の施工	残置緑地(緩衝緑地)の確保	直接改変区域の外周に残置緑地(緩衝緑地)を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する。	△	直接改変区域の外周に残置緑地(緩衝緑地)を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する計画である。	－	－	－	陸上植物	資料13

表5-1-1(3) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（工事時 3事業共通）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO		
25	工事時 3事業共通	陸上動物・ 生態系	造成等の施工	水辺環境の創出	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用するとともに、ビオトープとなるような流水域、止水域、湿地等の多様な水辺環境を創出する。	△	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用した。今後、ミゾゴイの餌及び水生生物の保全を目的としたビオトープの創出を計画している。位置など内容は、今後、専門家と協議のうえ決定する。	－	－	－	陸上動物、水生生物、生態系	資料14		
26				陸上動物	資機材運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	工事時の資機材運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。	○	工事時の資機材運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行った。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料15
27					造成による土砂流出	濁水防止策の実施	造成工事に先立ち仮設沈砂池及び仮排水路を設置し、工事中に発生する濁水が水系に流出するのを防止する。	○	造成工事に先立ち仮設沈砂池及び仮排水路を設置し、工事中に発生する濁水が水系に流出するのを防止した。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料9
28					建設機械の稼働	保全すべき動物種に配慮した工事工程の検討	保全すべき動物種の繁殖時期等に配慮が必要な時期には影響が生じる恐れのある工区の作業を避けるなどの検討を行ったうえで工事工程を設定する。また、工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底する。	○	保全すべき動物種の繁殖時期等に配慮が必要な時期には影響が生じる恐れのある工区の作業を避けるなどの検討を行ったうえで工事工程を設定した。また、工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底した。	－	－	－	陸上動物、生態系	
29					造成等の施工	工事時間帯の限定	夜間、及び早朝の工事は実施しない。また夜間の作業員の出入りや照明を規制し、動物への影響を低減化させる。	○	現時点までに、夜間、及び早朝の工事は実施していない。	－	－	－	陸上動物、生態系	
30					造成等の施工	猛禽類の繁殖期に配慮した工事工程	オオタカ等の猛禽類の繁殖に影響を及ぼさないよう、造成工事、伐採作業等の大規模な作業については猛禽類の非繁殖期に実施する。	○	造成工事、伐採作業等の大規模な作業については猛禽類の非繁殖期に実施するよう努めている。やむを得なく実施した場合は、WEBカメラによるリアルタイムの監視を行い、工事による異常行動の体制・方針を整えた上で行った。なお、工事による猛禽類への影響は確認されていない。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料30
31					工事開始時における動物の逃避経路確保	造成工事においては、一時期に改変区域と非改変区域の連続性を破壊しないよう、工区分けを行い部分的な範囲から順次、工事着手する。	○	造成工事においては、一時期に改変区域と非改変区域の連続性を破壊しないよう、工区分けを行い部分的な範囲から順次、工事着手している。	－	－	－	陸上動物、生態系		
32					建設作業機械等の稼働制限	クレーンのアームは未使用時には下げ、猛禽類の飛翔妨害を避けるよう配慮するほか、低騒音型の重機使用、未使用時のアイドリング停止、荷台のあおりやバケットたたきつけ、資材の落下等の禁止を徹底し、突発音の防止、低騒音・低振動化に努める。	○	クレーンのアームは未使用時には下げ、猛禽類の飛翔妨害を避けるよう配慮した。また、低騒音型の重機使用、未使用時のアイドリング停止、荷台のあおりやバケットたたきつけ、資材の落下等の禁止を徹底し、突発音の防止により低騒音・低振動化を励行した。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料3	
33					残置森林への立ち入り制限	工事にあたっては、残地森林、対象事業実施区域外の森林等に立ち入らないよう作業員に指導を徹底する。	○	工事にあたっては、残地森林、対象事業実施区域外の森林等に立ち入らないよう作業員に指導を徹底している。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料17 資料18	
34					立入禁止区域の設定	特に、作業員が立ち入ることにより影響が生じる猛禽類営巣地点の付近などは立入禁止区域として設定する。	○	特に、作業員が立ち入ることにより影響が生じる猛禽類営巣地点の付近などは立入禁止区域として設定している。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料17	
35	ゴミ処理方法の徹底	作業員の飲食等により生じるゴミは、カラス等を誘引することのないようゴミの管理、処理方法を徹底する。	○	作業員の飲食等により生じるゴミは、カラス等を誘引することのないようゴミの管理、処理方法を徹底している。	－	－	－	陸上動物、生態系						

表5-1-1(4) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（工事時 3事業共通）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO				
36	工事時 3事業共通	陸上動物	造成等の施工	作業員への環境配慮指導の徹底	「建設作業機械等の作業制限」、 「残置森林等への立ち入り制限」、 「立ち入り禁止区域の設定」及び「ごみ処理方法の徹底」等の環境配慮事項について、作業員に徹底するため、日々のミーティング等で確認・指導を行う。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時の新規入場教育時に周知している。	—	—	—	陸上動物、生態系	資料4				
37					水生生物	造成による土砂流出	工事により発生する濁水の流出防止	工事に先立ち仮設沈砂池や仮排水路等の設置により、工事中の濁水が水系に流出するのを防止する。	○	工事に先立ち仮設沈砂池や仮排水路等の設置した。	—	—	—	水生生物	資料9	
38		生態系	建設機械の稼働	工事時間帯の限定	夜間、及び早朝の工事は実施しない。また夜間の作業員の出入りや照明を規制し、動物への影響を低減化させる。	○	現時点までに、夜間、及び早朝の工事は実施していない。	—	—	—	—	陸上動物、生態系				
39					猛禽類の繁殖期に配慮した工事工程	オオタカ等の猛禽類の繁殖に影響を及ぼさないよう、造成工事、伐採作業等の大規模な作業については猛禽類の非繁殖期に実施する。	○	造成工事、伐採作業等の大規模な作業については猛禽類の非繁殖期に実施する。 やむを得なく実施した場合は、WEBカメラによるリアルタイムの監視を行い、工事による異常行動の体制・方針を整えた上で行った。 なお、工事による猛禽類への影響は確認されていない。	—	—	—	—	陸上動物、生態系	資料32		
40					建設作業機械等の稼働制限	クレーンのアームは未使用時には下げ、猛禽類の飛翔妨害を避けるよう配慮するほか、低騒音型の重機使用、未使用時のアイドリング停止、荷台のあおりやバケットたたきつけ、資材の落下等の禁止を徹底し、突発音の防止、低騒音・低振動化に努める。	○	クレーンのアームは未使用時には下げ、猛禽類の飛翔妨害を避けるよう配慮するした。また、低騒音型の重機使用、未使用時のアイドリング停止、荷台のあおりやバケットたたきつけ、資材の落下等の禁止を徹底し、突発音の防止により低騒音・低振動化を励行した。	—	—	—	—	—	陸上動物、生態系	資料3	
41					造成による土砂流出	濁水防止策の実施	造成工事に先立ち仮設沈砂池及び仮排水路を設置し、工事中に発生する濁水が水系に流出するのを防止する。	○	造成工事に先立ち仮設沈砂池及び仮排水路を設置し、工事中に発生する濁水が水系に流出するのを防止した。	—	—	—	—	—	陸上動物、生態系	資料9
42					造成等の施工	工事開始時における動物の逃避経路確保	造成工事においては、一時期に改変区域と非改変区域の連続性を破壊しないよう、工区分けを行い部分的な範囲から順次、工事着手する。	○	造成工事においては、一時期に改変区域と非改変区域の連続性を破壊しないよう、工区分けを行い部分的な範囲から順次、工事着手する。	—	—	—	—	—	陸上動物、生態系	
43					残置森林への立ち入り制限	工事にあたっては、残地森林、対象事業実施区域外の森林等に立ち入らないよう作業員に指導を徹底する。	○	工事にあたっては、残地森林、対象事業実施区域外の森林等に立ち入らないよう作業員に指導を徹底している。	—	—	—	—	—	—	陸上動物、生態系	資料17 資料18
44					立入禁止区域の設定	特に、作業員が立ち入ることにより影響が生じる猛禽類営巣地点の付近などは立入禁止区域として設定する。	○	特に、作業員が立ち入ることにより影響が生じる猛禽類営巣地点の付近などは立入禁止区域として設定している。	—	—	—	—	—	—	陸上動物、生態系	資料17
45					ゴミ処理方法の徹底	作業員の飲食等により生じるゴミは、カラス等を誘引することのないようゴミの管理、処理方法を徹底する。	○	作業員の飲食等により生じるゴミは、カラス等を誘引することのないようゴミの管理、処理方法を徹底している。	—	—	—	—	—	—	陸上動物、生態系	資料21
46	廃棄物・発生土	造成等による土砂・伐採木等の発生	分別排出に関する指導	「建設作業機械等の作業制限」、 「残置森林等への立ち入り制限」、 「立ち入り禁止区域の設定」及び「ごみ処理方法の徹底」等の環境配慮事項について、作業員に徹底するため、日々のミーティング等で確認・指導を行う。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時の新規入場教育時に周知している。	—	—	—	—	陸上動物、生態系					
47				有効利用推進のため分別排出を徹底し、施工業者への周知や指導を行う。	○	有効利用推進のため分別排出を徹底し、施工業者への周知や指導を行った。	—	—	—	—	—	—	廃棄物・発生土			

表5-1-1(5) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（工事時 3事業共通）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
48	工事時 3事業共通	廃棄物・発生土	造成等による土砂・伐採木等の発生	伐木等の再利用	伐木等は木材加工業者への委託によりチップ化し、果樹園の堆肥等の再利用に努める。	○	伐木等は木材加工業者への委託によりチップ化し、果樹園の堆肥等の再利用に努めた。	－	－	－	廃棄物・発生土	資料19
49				残土の再利用	造成工事に伴う残土については他の造成事業等との調整により再利用を促進する。	○	造成工事に伴う残土については他の造成事業等との調整により再利用を促進する。	－	－	－	廃棄物・発生土	資料20
50				プラント工事における残土の排出抑制	残土の発生量の少ない施設配置計画の検討を行うよう指導する。	○	残土の発生量の少ない施設配置計画の検討を行うよう指導した。	－	－	－	廃棄物・発生土	資料20
51				その他建設副産物の再利用	伐木等や残土以外の建設副産物（アスファルトがら、コンクリートがら、金属くず、木くず等）についても再生利用を図るよう指導する。	○	伐木等や残土以外の建設副産物（アスファルトがら、コンクリートがら、金属くず、木くず等）についても再生利用を図るよう指導した。	－	－	－	廃棄物・発生土	
52	温室効果ガス	資機材運搬車両の走行	工事関係車両からの温室効果ガス排出量の抑制	場外搬出する残土、廃棄物等の搬出先の選定にあたって運行距離に配慮し、工事関係車両の走行に伴う排出量を抑制する。	○	場外搬出する残土、廃棄物等の搬出先の選定にあたって運行距離に配慮し、工事関係車両の走行に伴う排出量を抑制した。	－	－	－	温室効果ガス	資料20	



表5-1-1(6) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果 (存在・供用時 ごみ処理施設)

実施状況の凡例:○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO		
53	存在・供用時 ごみ処理施設	大気汚染	ごみ処理施設 の稼働	煙突排ガス濃度 の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の 設置など実行可能なより良い技術 を導入するとともに、法規制値より 厳しい自主規制値を設定し排ガス 濃度の低減を図る。	○	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など 実行可能なより良い技術を導入すると ともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定 した。 また、環境影響評価条例に基づく事後調 査とは別に表2-2-19に示す排ガス濃度の モニタリングを定期的実施する。	排出ガス ダイオキシン類年1 回、その他項目年4 回	有(無)	有(無)	大気汚染、悪臭、土壌汚染	表2-2-6		
54				排出源高さの設 定	煙突高さは地上59m以上とする。	○	煙突高さは地上59mとした。	—	—	—	—	—	大気汚染、悪臭、土壌汚染、日 照障害、景観	
55				環境監視の実 施	燃焼状況、煙突排出ガス濃度な どの環境モニタリングを実施する。	△	今後、施設供用時に燃焼状況、煙突排ガ ス濃度などの環境モニタリングを実施す る計画である。	排出ガス ダイオキシン類年1 回、その他項目年4 回	有(無)	有(無)	大気汚染	表2-2-19		
56			廃棄物運搬車 両の走行	廃棄物運搬車 両の集中の回 避	廃棄物運搬車両の運行台数・時 間の集中を回避することによって 車両排ガスの発生を抑制する。	△	今後、施設供用時に廃棄物運搬車両の運 行台数・時間の集中を回避する計画を関 係市等と協議して策定する。	—	—	—	—	大気汚染		
57					特に接地逆転層により大気汚染 物質が拡散しにくい早朝及び夕 方に搬入が集中することのないよ うに計画する。	△	今後、施設供用時に接地逆転層により大 気汚染物質が拡散しにくい早朝及び夕 方に搬入が集中することのないよう に計画する。	—	—	—	—	大気汚染		
58					関係機関への 低公害車両の 導入の要請	事業者として可能な範囲で関係 機関へ低公害車両の導入につい て働きかけを行う。	△	今後、施設供用時に事業者として可能 な範囲で関係機関へ低公害車両の導 入について働きかけを行う。	—	—	—	—	大気汚染	
59			悪臭	ごみ処理施設 の稼働	悪臭防止対策 の実施	プラットホーム出入口扉及びエア カーテンの設置、ごみピットの投 入扉の設置、ごみピット内の負圧 化(燃焼空気としてピット内から吸 引)、プラットホームや敷地内道路 における清掃によって、外部への 臭気の漏洩を防止する。	○	プラットホーム出入口扉及びエアカー テンの設置、ごみピットの投入扉の設 置、ごみピット内の負圧化、プラット ホームや敷地内道路における清掃に よって、外部への臭気の漏洩を防止 する計画とした。	—	—	—	悪臭	資料22	
60					煙突排ガス濃度 の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の 設置など実行可能なより良い技術 を導入する。	○	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など 実行可能なより良い技術を導入した。	悪臭 特定悪臭物 質濃度又は臭気指 数(臭気濃度) 年1回	有(無)	有(無)	大気汚染、悪臭、土壌汚染	資料22	
61	排出源高さの設 定	煙突高さは地上59m以上とする。			○	煙突高さは地上59mとした。	—	—	—	—	大気汚染、悪臭			
62	騒音	ごみ処理施設 の稼働	防音対策の実 施	主要な騒音発生機器は屋内へ設 置する。	○	主要な騒音発生機器は屋内へ設置した。 また、環境影響評価条例に基づく事後調 査とは別に表2-2-19に示す施設稼働騒音 のモニタリングを定期的実施する。	騒音レベル 年1回	有(無)	有(無)	騒音、低周波音	資料23			
63			廃棄物運搬車 両の集中の回 避	廃棄物運搬車両の運行台数・時 間の集中を回避することによって 車両騒音の発生を抑制する。	△	今後、施設供用時に廃棄物運搬車両の運 行台数・時間の集中を回避することによ って車両排ガスの発生を抑制する計画 である。	—	—	—	騒音、振動				
64	低周波音	ごみ処理施設 の稼働	低周波音発生 機器の屋内へ の設置	タービン・発電機、空気圧縮機等 の低周波音が発生する可能性が ある機器は室内に設置することに より外部への低周波音の伝搬を 低減する。	○	タービン・発電機、空気圧縮機等の低周波 音が発生する可能性がある機器は室内 に設置した。	低周波音レベル 年1回	有(無)	有(無)	騒音、低周波音	資料23			
65			低周波音発生 機器の防振対 策	タービン・発電機、空気圧縮機等 の低周波音が発生する可能性が ある機器については、防振ゴムの 設置等の防振対策を行う。	○	タービン・発電機、空気圧縮機等の低周波 音が発生する可能性がある機器につい ては独立基礎あるいは頑固なコンクリ ート基礎への設置等の防振対策を行 った。	低周波音レベル 年1回	有(無)	有(無)	騒音、低周波音	資料23			
66			機器類の定期 的な管理	定期的に機械及び施設装置の点 検を行い、異常の確認された機器 類はすみやかに修理、交換し、機 器の異常による大きな低周波音の 発生を未然に防ぐ。	△	今後、施設供用時に定期的に機械及び施 設装置の点検を行い、異常の確認され た機器類はすみやかに修理、交換し、 機器の異常による大きな低周波音の 発生を未然に防ぐ計画である。	低周波音レベル 年1回	有(無)	有(無)	騒音、低周波音				
67	振動	ごみ処理施設 の稼働	防振対策の実 施	主要な振動発生機器は基礎への 固定、防振ばねの使用などを実 施する。	○	主要な振動発生機器は基礎への固定、防 振ばねの使用などを実施した。	振動レベル 年1回	有(無)	有(無)	振動	資料23			

表5-1-1(7) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果 (存在・供用時 ごみ処理施設)

実施状況の凡例:○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO	
68	存在・供用時 ごみ処理施設	廃棄物運搬車 両の走行	廃棄物運搬車 両の集中の回 避	廃棄物運搬車両の運行台数・時 間の集中を回避することによっ て車両振動の発生を抑制する。	△	今後、施設供用時に廃棄物運搬車両の運 行台数・時間の集中を回避することによ って車両振動の発生を抑制する計画であ る。	－	－	－	騒音、振動			
69					水質汚濁	ごみ処理施設 の稼働	プラント排水の 公共用水域へ の無放流	○	プラント排水は、できる限り場内で再利 用を行うが、余剰分については除外設備 で処理した後、下水道に放流することし 、公共用水域へは放流しない。	－	－	－	水質汚濁
70		水象	ごみ処理施設 の存在	残置林の確保	残存緑地の持つ保水機能を維持す ることにより、洪水時の流出抑 制と平常時の流況の安定化を図 るものとする。	○	残存緑地の持つ保水機能を維持するこ とにより、洪水時の流出抑制と平常時の 流況の安定化を図る計画とした。 なお、今後具体的に緑化樹種等を選定 し、施工する計画である。	－	－	－	水象、陸上植物、生態系	資料13	
71						駐車場及び歩 道等における浸 透性機能を有 する構造の検討	○	地下浸透を促進させることにより、 地下水保全を図るとともに、洪水 時の流出抑制と平常時の流況の 安定化を図るものとする。	－	－	－	水象	
72						緑化の実施	○	周辺環境と調和する緑化(二次 林)の実施により、改変による表面 流出を抑制するために、地下浸透 域を促進するとともに、洪水時の 流出抑制による流況の安定化を 図るものとする。	－	－	－	水象、陸上植物、生態系	資料13
73						地下水利用の 回避	○	ごみ処理施設の冷却水等のプラ ント用水は地下水を使用せず、上 水道を利用する。	－	－	－	水象、地盤沈下	
74		地盤沈下	ごみ処理施設 の稼働	地下水利用の 回避	○	ごみ処理施設の冷却水等のプラ ント用水は地下水を使用せず上 水道を利用する。	－	－	－	水象、地盤沈下			
75		土壌汚染	ごみ処理施設 の稼働	煙突排ガス濃度 の低減	○	燃焼制御及び排ガス処理設備の 設置など実行可能なより良い技術 を導入するとともに、法規制値より 厳しい自主規制値を設定し排ガス 濃度の低減を図る。	○	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など 実行可能なより良い技術を導入すると ともに、法規制値より厳しい自主規制 値を設定した。	排出ガス ダイオキシン類年1 回、その他項目年4 回	有(無)	有(無)	大気汚染、悪臭、土壌汚染	資料22
76				排出源高さの設 定	○	煙突高さは地上59m以上とする。	○	煙突高さは地上59mとした。	－	－	－	大気汚染、悪臭、土壌汚染、日 照障害、景観	
77		陸上植物、 陸上動物、 水生生物、 生態系	ごみ処理施設 の存在	残置緑地(緩衝 緑地)の確保	○	直接改変区域の外周に残置緑地 (緩衝緑地)を確保し、対象事業 実施区域外の林内環境、林縁部 の植生環境の変化を最小化する。	○	直接改変区域の外周に残置緑地(緩衝 緑地)を確保し、対象事業実施区域 外の林内環境、林縁部の植生環境の 変化を最小化する計画とした。	－	－	－	陸上植物、陸上動物、生態系	資料13
78	水辺環境の創 出			○	対象事業実施区域南側の蟹沢川 付替にあたっては、多自然型護 岸を採用するとともに、ビオト ープとなるような流水域、止水 域、湿地等の多様な水辺環境を 創出する。	○	対象事業実施区域南側の蟹沢川 付替にあたっては、多自然型護岸 を採用した。今後、ミゾゴイの餌 及び水生生物の保全を目的とし たビオトープの創出を計画してい る。位置など内容は、今後、専 門家と協議のうえ決定する。	－	－	－	水生生物、生態系	資料14	
79	陸上動物	ごみ処理施設 の存在	作業時間の限 定	△	夜間、及び早朝の屋外作業は実 施しない。また駐車場等の照明 の対象事業実施区域外への漏洩 を抑制し、動物への影響を低減 させる。	△	今後、施設供用時には夜間、及び 早朝の屋外作業は実施しない。ま た駐車場等の照明の対象事業実 施区域外への漏洩を抑制し、動 物への影響を低減させる。	－	－	－	陸上動物、生態系		
80			緑化の実施	○	残置緑地内にある果樹園に樹木 植栽を行い、周辺環境と調和のと れた二次林主体の樹林を創出す るとともに、造成の法面は早期 緑化を行い、動物の生息・利用 環境を回復させる。	○	残置緑地内にある果樹園に樹木 植栽を行い、周辺環境と調和のと れた二次林主体の樹林を創出す るとともに、造成の法面は早期 緑化を行い、動物の生息・利用 環境を回復させる計画とした。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料13	

表5-1-1(8) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（存在・供用時 ごみ処理施設）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
81	存在・供用時 ごみ処理施設	陸上動物	ごみ処理施設 の存在	施設フェンスの 設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。	○	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する計画とした。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料16
82				昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。	○	夜間は外灯を約80%消灯(20%常夜灯)し、昆虫類の施設内への誘因を抑えるよう配慮する。外灯器具は昆虫の誘因性の低いLEDランプを用い、施設外部への照射のない器具とすることで、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全することとした。	－	－	－	陸上動物、生態系	
83				廃棄物運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	存在・供用時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。	△	今後、施設供用時に存在・供用時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。	－	－	－	陸上動物、生態系
84	生態系	ごみ処理施設 の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。	△	今後、施設供用時には夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。	－	－	－	陸上動物、生態系		
85			緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。	○	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる計画とした。	－	－	－	陸上植物、陸上動物、生態系	資料13	
86			施設フェンスの 設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。	○	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する計画とした。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料16	
87			昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。	○	夜間は外灯を約80%消灯(20%常夜灯)し、昆虫類の施設内への誘因を抑えるよう配慮する。外灯器具は昆虫の誘因性の低いLEDランプを用い、施設外部への照射のない器具とすることで、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全することとした。	－	－	－	陸上動物、生態系		
88	景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場	ごみ処理施設 の存在	残置林の確保	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する。	○	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する計画とした。	－	－	－	陸上動物、生態系、景観	資料13	
89			緑化の実施	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る。	○	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る計画とした。	－	－	－	陸上動物、生態系、景観	資料13	
90			建物等の色彩及び形状の配慮	煙突、建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とする。また、建物の形状の変化や壁の分割等により周辺景観との調和を図る。	○	煙突、建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とした。また、建物の形状の変化や壁の分割等により周辺景観との調和を図った。 ごみ処理施設完成時の建屋の視認状況は補正評価書における予測結果とおおむね同様であった。	－	－	－	陸上動物、生態系、景観	資料25 資料26	
91			維持管理上の配慮	残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。	△	今後、施設供用時には残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う計画である。	－	－	－	陸上動物、生態系、景観		
92	廃棄物・発 生土	ごみ処理施設 の稼働	ごみの減量化・分別に関する指導	広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。	△	今後、施設供用時には広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。	廃棄物発生量 1年間	有(無)	有(無)	廃棄物		

表5-1-1(9) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（存在・供用時 ごみ処理施設）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO		
93	存在・供用時 ごみ処理施設	廃棄物・発 生土	ごみ処理施設 の稼働	飛灰の適正処 理	飛灰については、重金属の溶出 を防止するため薬剤処理し、飛灰 固化物として最終処分場への埋 立処分を行う。	△	今後、施設供用時には飛灰について は、重金属の溶出を防止するため 薬剤処理し、飛灰固化物として 最終処分場への埋立処分を行う。	廃棄物発生量 1年間	有(無)	有(無)	廃棄物			
94				熔融スラグの有 効利用	熔融スラグ利用者との連携により 品質保証体制を構築し、環境安 全性の高い熔融スラグを出荷す ることで、コンクリート二次製品、 路盤材等としての有効利用を図 る。また、事業者または事業者 構成自治体において、熔融スラ グの具体的な有効利用計画等が 策定された場合には公表する。	△	今後、施設供用時には、熔融ス ラグ利用者との連携により品質 保証体制を構築し、環境安全 性の高い熔融スラグを出荷す ることで、コンクリート二次製 品、路盤材等としての有効利用 を図ることとする。また、事 業者または事業者構成自治体 において、熔融スラグの具体的 な有効利用計画等が策定され た場合には公表する。	廃棄物発生量 1年間	有(無)	有(無)	廃棄物			
95				施設運営や管 理事務に伴い 発生する廃棄 物の再利用、適 正処分	施設運営や管理事務に伴い発生 する廃棄物は、極力発生抑制(用 紙の両面使用、缶・びん等の分 別による資源としての再利用等) に努めるとともに、適正に処分 する。	△	今後、施設供用時には、施設運 営や管理事務に伴い発生する 廃棄物は、極力発生抑制(用紙 の両面使用、缶・びん等の分 別による資源としての再利用等) に努めるとともに、適正に処分 する。	廃棄物発生量 1年間	有(無)	有(無)	廃棄物			
96	大気汚染 物質・水質 汚濁物質	大気汚染 物質・水質 汚濁物質	ごみ処理施設 の稼働	煙突排ガス濃 度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備 の設置など実行可能なより良 い技術を導入するとともに、 法規制値より厳しい自主規制 値を設定し排ガス濃度の低減 を図る。	○	燃焼制御及び排ガス処理設備 の設置など実行可能なより良 い技術を導入するとともに、 法規制値より厳しい自主規制 値を設定した。	—	—	—	大気汚染	表2-2-6 資料22		
97				プラント排水 の公共用水域 への無放流	プラント排水は、できる限り場 内で再利用を行うが、余剰分 については除外設備で処理し た後、下水道に放流し、公共 用水域へは放流しない。	○	プラント排水は、できる限り場 内で再利用を行うが、余剰分 については除外設備で処理し た後、下水道に放流すること とし、公共用水域へは放流し ない計画である。	—	—	—	水質汚濁			
98				温室効果 ガス等	ごみ処理施設 の稼働	ごみの減量化・ 分別に関する指 導	広報、啓発による更なるごみ の減量化・分別のための活動 を行う。	△	今後、施設供用時には広報、 啓発による更なるごみの減 量化・分別のための活動を行 う。	—	—	—	温室効果ガス	
99						ごみ処理施設 における高効率 発電の導入	廃棄物の焼却処理に伴い排出 される熱を回収し、発電に利 用することで、外部から供給 される電気使用量を削減す る。	○	廃棄物の焼却処理に伴い排出 される熱による高効率発電 を行うこととした。	—	—	—	温室効果ガス	
100						助燃材の消費 量の低減	燃焼温度の適正管理により消費 低減の消費を抑制するよう指 導を行う。	△	今後、施設供用時には燃焼温 度の適正管理により消費低減 の消費を抑制するよう指導 を行う。	—	—	—	温室効果ガス	
101						職員に対する温 暖化対策意識 の啓発活動	職員に対する温暖化対策意識 の啓発活動をおこない、省エ ネ、節約を心がけることでエ ネルギー使用量を削減する。	△	今後、施設供用時には職員に 対する温暖化対策意識の啓 発活動をおこない、省エネ、 節約を心がけることでエネル ギー使用量を削減する。	—	—	—	温室効果ガス	
102						廃棄物運搬車 両の走行	定期的な収集運搬車両の点検 を指導するほか、天然ガス車 等の低公害車の導入を促す。 また、運転の際に必要な以上 の暖気運転(アイドリング)を しないよう指導を行う。	△	今後、施設供用時には定期的 な収集運搬車両の点検を指 導するほか、天然ガス車等の 低公害車の導入を促す。また 、運転の際に必要な以上の暖 気運転(アイドリング)をしな いよう指導を行う。	—	—	—	温室効果ガス	

表5-1-1(10) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（存在・供用時 最終処分場）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
103	存在・供用時 最終処分場	大気汚染	最終処分場の稼働	機械の選定	排出ガス対策型機械の使用による機械の選定を行い、排ガスの発生を抑制する。	△	今後、施設供用時の排出ガス対策型機械の使用による埋立作業機械の選定を行い、排ガスの発生を抑制する。	－	－	－	大気汚染	
104			廃棄物の埋立	中間覆土、即日覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、粉じんの発生を防止する。	△	今後、施設供用時には廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、粉じんの発生を防止する。	－	－	－	大気汚染、悪臭	
105			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。	△	今後、施設供用時には廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。	－	－	－	大気汚染、騒音、振動	
106		悪臭	廃棄物の埋立	中間覆土、即日覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、悪臭の漏洩を防止する。	△	今後、施設供用時には廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、悪臭の漏洩を防止する。	－	－	－	大気汚染、悪臭	
107		騒音	浸出水処理施設の稼働	防音対策の実施	主要な騒音発生機器は屋内へ設置する。	○	水処理施設1Fにプロア室を設け、そこに騒音、振動、低周波の発生源となるプロア、コンプレッサをまとめて配置する計画である。	騒音レベル 年1回	有(無)	有(無)	騒音	資料24
108			廃棄物の埋立	作業機械の選定	低騒音型建設機械の使用により騒音の発生を抑制する。	△	今後、施設供用時には低騒音型建設機械の使用により騒音の発生を抑制する。	騒音レベル 年1回	有(無)	有(無)	騒音	
109		振動	浸出水処理施設の稼働	防振対策の実施	主要な振動発生機器は基礎への固定、防振ばねの使用などを実施する。	○	主要な振動発生機器は基礎への固定、防振ばねの使用などを実施する計画とした。	振動レベル 年1回	有(無)	有(無)	振動	
110		水質汚濁	浸出水処理施設の稼働	浸出水処理水の公共用水域への無放流	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。	○	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない計画とした。	－	－	－	水質汚濁	
111			廃棄物の埋立	遮水工の設置	埋立地は遮水工を敷設し、地下水汚染を防止する。	○	埋立地は遮水工を敷設し、地下水汚染を防止する計画とした。	－	－	－	水質汚濁(地下水質)	
112			地下水質の監視	地下水質の監視	埋立地の上下流に各々観測孔(地下水モニタリング井戸)を設置し、定期的に地下水質を監視する。	△	埋立地の上下流に各々観測孔(地下水モニタリング井戸)の設置を計画している。設置後、定期的に地下水質を監視する。	地下水質 年1回	有(無)	有(無)	水質汚濁(地下水質)	資料27
113	水象	最終処分場の存在	掘削深度の抑制	地下水への影響を回避するよう最終処分場の掘削深度は、地下水面よりも高い位置とする。	－	地盤改良のため、地下水面より低い位置まで掘削を行った。なお、掘削範囲より下流側の地下水モニタリング井戸における地下水位には異常は生じていない。				水象(地下水位)	資料11 資料12	
114		緑化の実施	緑化の実施	周辺環境と調和する緑化(二次林)の実施により、改変による表面流出を抑制するために、地下浸透域を促進するとともに、洪水時の流出抑制による流況の安定化を図るものとする。	○	周辺環境と調和する緑化(二次林)の実施により、改変による表面流出を抑制するために、地下浸透域を促進するとともに、洪水時の流出抑制による流況の安定化を図るものとする計画とした。	－	－	－	水象、陸上植物、生態系	資料13	
115	地盤沈下	最終処分場の存在	粘土層の撤去による圧密沈下の防止	圧密沈下要因である粘土層の除去を実施し、圧密要因を回避する。	○	地盤改良工により、圧密沈下要因である粘土層の改良を実施し、圧密要因を回避した。	－	－	－	地盤沈下	資料11	
116			地盤改良対策の実施	粘土層について、地盤改良を行うことで、圧密沈下量を低減させる。	○	地盤改良工により、圧密沈下要因である粘土層の改良を実施し、圧密要因を回避した。	－	－	－	地盤沈下	資料11	
117	土壌汚染	最終処分場の稼働	即日覆土、中間覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い即日覆土を行い、定期的に中間覆土を実施し、廃棄物の飛散を防止する。	△	今後、施設供用時には廃棄物の埋立に伴い即日覆土を行い、定期的に中間覆土を実施し、廃棄物の飛散を防止する。	－	－	－	土壌汚染		
118			最終処分場周辺の定期的な清掃	埋立部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施し、清掃により集められた廃棄物については、最終処分場において埋立処分する。	△	今後、施設供用時には埋立部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施し、清掃により集められた廃棄物については、最終処分場において埋立処分する。	－	－	－	土壌汚染		
119			定期的な土壌調査の実施	最終処分場周辺の土壌については定期的に成分分析を行う。	△	今後、施設供用時には最終処分場埋立地周辺の土壌について、定期的に成分分析を行う。	－	－	－	土壌汚染		
120	陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	最終処分場の存在	残置緑地(緩衝緑地)の確保	直接改変区域の外周に残置緑地(緩衝緑地)を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する。	○	直接改変区域の外周に残置緑地(緩衝緑地)を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する計画とした。	－	－	－	陸上植物、陸上動物、生態系	資料13	

表5-1-1(11) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（存在・供用時 最終処分場）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO	
121	存在・供用時 最終処分場	陸上植物、 陸上動物、 水生生物、 生態系	最終処分場の 存在	水辺環境の創出	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用するとともに、ビオトープとなるような流水域、止水域、湿地等の多様な水辺環境を創出する。	△	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用した。今後、ミゾゴイの餌及び水生生物の保全を目的としたビオトープの創出を計画している。位置など内容は、今後、専門家と協議のうえ決定する。	－	－	－	水生生物、生態系		
122				陸上動物	最終処分場の 存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。	△	施設供用時は緊急時を除き夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。	－	－	－	陸上動物、生態系
123		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。			△	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出する計画とした。植栽種については今後検討する。また、造成の法面は早期緑化を行う計画である。	－	－	－	陸上植物、陸上動物、生態系	資料13	
124		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。			○	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する計画とした。	－	－	－	－	陸上動物、生態系	資料16
125		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果が低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。			△	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果が低い照明を使用する計画である。	－	－	－	－	陸上動物、陸上動物、生態系	
126		廃棄物運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	存在・供用時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。	△	今後、存在・供用時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。	－	－	－	－	陸上動物、生態系		
127		生態系	最終処分場の 存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。	△	施設供用時は緊急時を除き夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。	－	－	－	－	陸上動物、生態系	
128				緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。	△	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出する計画とした。植栽種については今後検討する。また、造成の法面は早期緑化を行う計画である。	－	－	－	－	陸上植物、陸上動物、生態系	資料13
129				施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。	○	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する計画とした。	－	－	－	－	陸上動物、生態系	
130				昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果が低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。	△	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果が低い照明を使用する計画である。	－	－	－	－	陸上動物、生態系	
131	景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場	最終処分場の 存在	残置林の確保	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する。	○	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する計画とした。	－	－	－	－	陸上植物、生態系、景観	資料13	
132			緑化の実施	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る。	△	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る計画とした。植栽種については今後検討する。	－	－	－	－	陸上植物、生態系、景観	資料13	
133			建物等の色彩の配慮	建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とする。	△	建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調になるよう計画である。	－	－	－	－	景観		

表5-1-1(12) 環境配慮事項の実施状況及び調査結果（存在・供用時 最終処分場）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点・対象施設	大項目	中項目	小項目	環境配慮事項	実施状況	環境配慮事項に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
134	存在・供用時 最終処分場	景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場	最終処分場の存在	維持管理上の配慮	残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。	△	今後、施設供用時には残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。	－	－	－	陸上植物、生態系、景観	
135		廃棄物・発生土	最終処分場の稼働	ごみの減量化・分別に関する指導	広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。	△	施設供用時には、施設見学会の開催や管理棟内で学習コーナーの設置を計画している。	廃棄物発生量 1年間	有(無)	有(無)	廃棄物	
136				施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物の再利用、適正処分	施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生抑制(用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再利用等)に努めるとともに、適正に処分する。	△	今後、施設供用時には施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生抑制(用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再利用等)に努めるとともに、適正に処分する。	廃棄物発生量 1年間	有(無)	有(無)	廃棄物	
137		大気汚染物質・水質汚濁物質	最終処分場の稼働	浸出水処理水の公共用水域への無放流	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。	○	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない計画とした。	－	－	－	水質汚濁	
138		温室効果ガス	最終処分場の稼働	重機からの温室効果ガス排出量の抑制	掘削などの施工範囲の適正な設定により重機の稼働時間を抑制する。	△	今後、施設供用時には掘削などの施工範囲の適正な設定により重機の稼働時間を抑制する。	－	－	－	温室効果ガス	

表5-1-2(1) 環境保全措置の実施状況及び調査結果（工事時）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点	区分	環境保全措置	環境保全措置の内容	実施状況	環境保全措置に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO	
1	工事時	工事の実施中の大気汚染、騒音、振動の影響の最小化	工事用道路における散水	工事用道路において散水を行い、造成時の土砂運搬車両による粉じんの飛散を防止する。	○	ダンプトラック運搬時に場内および土捨場で散水を実施した。また、ダンプトラックのタイヤ洗浄、道路が汚れた場合道路清掃を実施した。	工事の実施状況	有(無)	有(無)	大気質(粉じん)	資料2	
2			工事実施時期の分散	最終処分場の造成工事は、他2施設の造成工事と実施時期を重ならないように計画し、粉じんの発生による影響を低減する。	○	ごみ処理施設と最終処分場の造成工事時期が重複がなかったため、建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することができた。	－	－	－	大気質(NOx、SPM)、騒音、振動	表2-2-22、表2-2-23	
3			走行ルートの分散	資機材の運搬車両の走行ルートを対象事業実施区域の西側と東側のルートに分散させる。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時に通行ルートを分散するよう指導している。	－	－	－	－	大気質(NOx、SPM)、騒音、振動	資料4 資料5
4			資機材運搬車両の速度制限	沿道に住居が存在する区間及び他の一般車両が存在しない場合に走行速度を40km/h以下に抑えた運行とすることによって車両騒音の発生量を抑制する。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時に指導している。残土運搬においては、民家に近接した箇所を速度20km/h以下で走行、GPS運行管理システムによる運行状況の監視を実施している。	－	－	－	－	騒音	資料4 資料5
5			工事中の仮囲いの設置	工事実施区域の住居側に仮囲いを設置し、騒音の影響を低減する。	○	ごみ焼却施設の工事区域外周に仮囲いを設置した。	－	－	－	－	騒音	資料6
6	工事の実施中の土壌汚染の最小化		搬出記録の作成	搬出先、搬出量、搬出先での土地利用等の記録を作成する。	○	日々の搬出先、搬出量の記録を作成している。	－	－	－	土壌汚染	資料20	
7			休耕地からの発生土の定期測定	農業が使用されていたと考えられる休耕地の土壌を搬出する際には定期的にダイオキシン類の濃度測定を行う。なお、環境基準を上回る濃度が確認された場合には、法令に則り適切に対応する。	○	最終処分場工事区域内の休耕地2地点において工事着手前にダイオキシン類の濃度測定を実施した。結果は土壌の汚染に係る環境基準値以下であった。	工事の実施状況	有(無)	有(無)	土壌汚染	資料10	
8	動植物の生息環境の保全		保全すべき植物種に配慮した工事工程の検討	移植対象となる植物の移植時期、移植先の環境整備を踏まえた工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底することで環境保全措置の確実性を確保する。	○	施工計画の見直しにより、移植対象とした植物(いずれも最終処分場地内に生育)は、工事施工中に新たに生育が確認されたタヌキマメ1種を除き、最終処分場工事の本格着工前に非変更区域に移植を行った。このことにより環境保全措置の確実性を確保した。保全策の検討については、学識者に相談のうえ、タヌキマメが一年草であるため、その保全にあたっては、プランターに播種し、種子を増殖して、工事完了後に移植適地に移植する計画とした。	－	－	－	陸上植物、生態系	資料33 資料34 資料35	
9			移植による植物個体の保全	直接変更区域内で確認された保全すべき植物種については、創出する生育環境、または非変更区域の移植適地に個体を移植することで代償する。	○	直接変更区域内で確認された保全すべき植物種については、非変更区域の移植適地に個体を移植することで代償した。	陸上植物 保全すべき種 年1回	有(無)	有(無)	陸上植物	資料33 資料34 資料35	



表5-1-2(2) 環境保全措置の実施状況及び調査結果（工事時）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点	区分	環境保全措置	環境保全措置の内容	実施状況	環境保全措置に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
10	工事時	動植物の生息環境の保全	マツバランの生育環境調査及び試験移植	保全すべき植物種のうち、マツバランは山梨県でEW(野生絶滅)の評価を受けており、県内での生態的特性や生育環境等の情報がない。このため、移植による個体の保全の確実性を高めるため、以下の調査を実施する。 ①仮移植の実施 マツバランの生育地のうち非改変部分とした区域に改変部分に生育している株を移植し、活着状況の確認調査を実施する。 ②移植適地調査の実施 マツバランの生育適地の条件把握のため、現況のマツバランの生育地2箇所の微気象及び土壌水分量調査を行い、適地選定に活用する。(平成22年に実施済み 調査結果は「6.14生態系」に示す) ③生育個体の保存 生育個体が消失しないようマツバランの生育地において生育株数についての把握調査を行う。また、数株を持ち帰り管理飼育を行う。(平成22年度以降実施中)	○	マツバランの生育地のうち、工事に伴い消失する範囲の個体を改変されない範囲への自生地に移植した。移植は概ね成功した。 また、改変範囲から採取したマツバランの個体の一部を持ち帰り、移植が失敗したときに備えた個体保存のため、管理飼育を行っている。	陸上植物 保全すべき種 年1回	有(無)	有(無)	陸上植物	資料33
11			保全すべき植物種の移植先の生育環境創出	移植による保全を行う植物種のうち、移植先としての適地が非改変区域内に存在しない種(アズマイチゲ、コカモメツル、ミゾウジュ、カワデシヤ)については、ピオトープ部や付替川付近に生育適地を創出し、個体を移植することで代償する。	○	改変予定であった付替河川上流部にある移植適地の改変を一部回避することで、移植適地を確保し、そこに個体を移植した。	陸上植物 保全すべき種 年1回	有(無)	有(無)	陸上植物	資料34
12			残置緑地内に生育する保全すべき植物種の生育地保護柵の設置	非改変区域に生育する保全すべき植物種の生育地に対し、工事作業員等の立ち入り制限や工事で発生する粉じん・土砂・伐採木等の侵入防止のため、保全すべき植物種の生育地保護柵を設置し影響の最小化を図る。	○	非改変区域に生育する保全すべき植物種の生育地に対し、工事作業員等の立ち入り制限のため、保全すべき植物種の生育地に囲いを設置した。 なお、作業員の立ち入り制限の囲いは工事の進捗に合わせて随時移動している。	－	－	－	陸上植物	資料18
13			残置緑地内に生育する保全すべき植物種の生育状況モニタリング	残置緑地内に生育する保全すべき植物種の工事時、存在・供用時の生育状況についてモニタリングを行い、生育状況や生育環境の悪化が認められた場合には速やかに対応策を検討・実施し、影響の最小化を図る。	△	残置緑地内に生育する保全すべき植物種の工事時、存在・供用時の生育状況についてモニタリングを継続し、今後、生育状況や生育環境の悪化が認められた場合には速やかに対応策を検討・実施し、影響の最小化を図る。	陸上植物 保全すべき種 年1回	有(無)	有(無)	陸上植物	資料33 資料34
14			林縁保護植栽の実施	林縁保護植栽により林縁部の植生回復を行い、樹林内を生育環境とする保全すべき植物種への影響を最小化する。なお、植栽種は現地に生育している植物種を用いることを基本とする。	△	今後、林縁保護植栽を行う。また、植栽種は現地に生育している植物種を用いることを基本することを計画としている。	－	－	－	陸上動物、生態系	資料13
15			ミゾゴイの保全	本種の利用頻度が高いと考えられる対象事業実施区域南側林縁部の蟹沢川付替河川に水系と湿地を設け、採餌環境の創出を図る。	△	本種の利用頻度が高いと考えられる対象事業実施区域南側林縁部の蟹沢川付替河川に水系と湿地を設け、採餌環境の創出を図る計画である。	－	－	－	陸上動物、生態系	

表5-1-2(3) 環境保全措置の実施状況及び調査結果（工事時）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点	区分	環境保全措置	環境保全措置の内容	実施状況	環境保全措置に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
16	工事時	動植物の生息環境の保全	ミゾゴイの保全	蟹沢川付替河川における採餌環境の整備にあたっては、周辺植物の利用により採餌場所の上部を覆うなど隠れ場所の創出を図る。	△	蟹沢川付替河川における採餌環境の整備にあたっては、周辺植物の利用により採餌場所の上部を覆うなど隠れ場所の創出を図る計画である。今後、ミゾゴイの隠れ場所等の生息環境の保全を目的としたピオトープの創出を計画している。位置など内容は、今後、専門家と協議のうえ決定する。	－	－	－	陸上動物、生態系	
17	ミゾゴイの生息状況、繁殖状況、生息基盤の状況についてモニタリング調査を実施し、工事の影響が確認された場合には必要な対策を講じる。			○	ミゾゴイの生息状況、繁殖状況、生息基盤の状況についてモニタリング調査を実施した。その結果、工事の影響が確認されなかった。	猛禽類等保全すべき種 工事期間中 毎年1回(繁殖期)	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料31	
18	モニタリング調査結果は、ミゾゴイに対するより効果的な保全対策検討のための基礎データとして活用する。			○	モニタリング調査結果は、ミゾゴイに対するより効果的な保全対策検討のための基礎データとして活用できるよう取りまとめた。	猛禽類等保全すべき種 工事期間中 毎年1回(繁殖期)	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料31	
19	河川付け替え工事時期はミゾゴイの渡りの時期、繁殖時期を考慮するとともに、工期を極力短縮する。			○	河川付け替え工事時期はミゾゴイの渡りの時期、繁殖時期を考慮するとともに、工期を極力短縮した。	猛禽類等保全すべき種 工事期間中 毎年1回(繁殖期)	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料14 資料31	
20	オオタカの保全		繁殖期のなかでも特に警戒心が高まる求愛・造巣期から巣外育雛期にかけては、営巣林付近には極力立ち入らないようにする。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時の新規入場教育時に立入禁止場所を周知している。	猛禽類等保全すべき種 工事期間中 毎年1回(繁殖期)	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料4 資料17	
21			オオタカの停留していた樹木が伐採される場合には、代償として人工停留施設を設置する。	－	オオタカの停留していた樹木が伐採されることはなかった。	－	－	－	陸上動物、生態系		
22			オオタカの繁殖状況についてモニタリング調査を実施し、工事の影響が確認された場合には、影響要因を把握し、学識者の指導の下に影響要因を排除する対策を講じる。	○	オオタカの繁殖状況についてモニタリング調査を実施したが、工事の影響は確認されなかった。	猛禽類等保全すべき種 工事期間中 毎年1回(繁殖期)	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料30	
23			モニタリング調査に際しては周辺の営巣可能木の分布状態を把握する。	○	モニタリング調査に際しては周辺の営巣可能木の分布状況を把握した。ただし、松枯れのため、営巣可能木の多くが枯死した。	猛禽類等保全すべき種 工事期間中 毎年1回(繁殖期)	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料30	
24			工事中に仮に近接地における営巣を行わなかった場合においても、周辺地域におけるオオタカの営巣状況の調査を行う。	○	工事中に仮に近接地における営巣を行わなかった場合においても、周辺地域におけるオオタカの営巣状況の調査を行った。	猛禽類等保全すべき種 工事期間中 毎年1回(繁殖期)	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料30	
25			オジロサナエの保全措置	工事前に改変区域内の個体を捕獲し、工事の影響がない間門川の既存生息地に移動して個体の保全を図る。	○	工事前に改変区域内の個体を捕獲し、工事の影響がない間門川の既存生息地に移動した。	水生生物 保全すべき種 濁水発生後3回	有(無)	有(無)	水生生物	資料32
26	造成される蟹沢川上流部に代わる新たな水路を整備し、対象事業実施区域内の生息水域を保全する。	○		造成される蟹沢川上流部に代わる新たな水路を整備し、対象事業実施区域内の生息水域を保全した。	水生生物 保全すべき種 濁水発生後3回	有(無)	有(無)	水生生物	資料14 資料32		
27	ノスリの保全	繁殖期のなかでも特に警戒心が高まる求愛・造巣期から巣外育雛期にかけては、営巣林付近には極力立ち入らないようにする。	○	毎月の安全衛生協議会、安全大会、朝礼時の新規入場教育時に立入禁止場所を周知している。また、猛禽類の営巣林に作業員が立ち入らないよう策を設置した。ただし、ノスリの繁殖の兆候は確認されなかった。	猛禽類等保全すべき種 工事期間中 毎年1回(繁殖期)	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料17		

表5-1-2(4) 環境保全措置の実施状況及び調査結果（存在・供用時）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点	区分	環境保全措置	環境保全措置の内容	実施状況	環境保全措置に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
28	存在・供用時	施設の稼働に伴う騒音の影響の最小化	廃棄物運搬車両の速度制限（ごみ処理施設関連車両）	沿道に住居が存在する区間及び他の一般車両が存在しない場合に走行速度を40km/h以下に抑えた運行とすることによって車両騒音の発生を抑制する。	△	今後、施設供用時には沿道に住居が存在する区間及び他の一般車両が存在しない場合に走行速度を40km/h以下に抑えた運行とすることによって車両騒音の発生を抑制する計画とする。	－	－	－	大気汚染、騒音、振動	
29			騒音低減対策の実施	ごみ処理施設の騒音発生機器に対する騒音低減対策を実施する。	○	ごみ処理施設の騒音発生機器に対する騒音低減対策を実施する計画である。	騒音レベル 年1回	有(無)	有(無)	騒音	資料23
30			資機材運搬車両の速度制限（最終処分場（第2期）建設工事）	沿道に住居が存在する区間及び他の一般車両が存在しない場合に走行速度を40km/h以下に抑えた運行とすることによって車両騒音の発生を抑制する。	－	環境影響評価補正評価書作成時点では、埋立容量最大約60万m <sup>3</sup> の埋立地を2期に分けて施工する案もあったが、埋立容量を約30万m <sup>3</sup> としたため、最終処分場の第2期工事は計画していない。	－	－	－		
31	動植物の生息環境の保全	動植物の生息環境の保全	カヤネズミの保全	対象事業実施区域南西側個体群の移動経路を確保のため、対象事業実施区域南側の多自然型護岸を採用する蟹沢川付替河川において、本種の移動経路となる連続的な緑地空間を水路沿いに設けるとともに、生息地となる高茎草地を創出して、個体群の孤立化防止を図る。	△	今後、蟹沢川左岸の法面に連続的に植栽する。また、蟹沢川上流堰堤上部にヨシ等の高茎草本の草地を創出する計画である。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、水生生物、生態系	
32			ミゾゴイの保全	特に本種のさえずり等繁殖活動への影響を避けるため、夜間照明が周辺樹林を照射しないよう照明方向の工夫及び遮光対策を講じる。	△	今後、施設供用時には特にミゾゴイのさえずり等繁殖活動への影響を避けるため、夜間照明が周辺樹林を照射しないよう照明方向の工夫及び遮光対策を講じる。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	
33				ミゾゴイの生息状況、繁殖状況、生息基盤の状況についてモニタリング調査を実施し、施設稼働の影響が確認された場合には必要な対策を講じる。	△	今後、施設供用時にはミゾゴイの生息状況、繁殖状況、生息基盤の状況についてモニタリング調査を実施し、施設稼働の影響が確認された場合には必要な対策を講じる。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	
34			オオタカの保全	繁殖期のなかでも特に警戒心が高まる求愛・造巣期から巣外育雛期にかけては、施設作業員が営巣林を含む周辺樹林には、接近しないようにする。	△	今後、施設供用時には繁殖期のなかでも特に警戒心が高まる求愛・造巣期から巣外育雛期にかけては、施設作業員が営巣林を含む周辺樹林には、接近しないよう周知する。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	
35				対象事業実施区域内の緑被率を向上させることで、本種の捕食対象となる小鳥類の減少を防ぐ。	△	対象事業実施区域内の緑被率を向上させることで、本種の捕食対象となる小鳥類の減少を防ぐ計画である。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	資料13
36				オオタカの繁殖状況についてモニタリング調査を実施し、施設稼働の影響が確認された場合には影響要因を把握し、学識者の指導の下に、影響要因を排除する対策を講じる。	△	今後、施設供用時にオオタカの繁殖状況についてモニタリング調査を実施し、施設稼働の影響が確認された場合には影響要因を把握し、学識者の指導の下に、影響要因を排除する対策を講じる。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	
37				オオタカの施設への衝突防止のため、窓ガラス等に猛禽類のシルエットのシールを貼る。	△	オオタカの施設への衝突防止のため、窓ガラス等に猛禽類のシルエットのシールを貼る計画である。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	
38				対象事業実施区域内の緑被率を向上させること、また裸地部を設けることで本種の捕食対象となる小型哺乳類、特にモグラ類の減少を防ぐ。	△	対象事業実施区域内の緑被率を向上させるとともに一部造成裸地部を設ける計画である。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	
39				繁殖期のなかでも特に警戒心が高まる求愛・造巣期から巣外育雛期にかけては、施設作業員が営巣林を含む周辺樹林には、接近しないようにする。	△	今後、施設供用時には、繁殖期のなかでも特に警戒心が高まる求愛・造巣期から巣外育雛期にかけては、施設作業員が営巣林を含む周辺樹林には、接近しないようにする。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	

表5-1-2(5) 環境保全措置の実施状況及び調査結果（存在・供用時）

実施状況の凡例：○実施、×未実施、△今後実施、－影響要因なし

NO.	時点	区分	環境保全措置	環境保全措置の内容	実施状況	環境保全措置に対する対応状況	事後調査計画	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	関連する環境影響評価項目	資料NO
40	存在・供用時	動植物の生息環境の保全	夜間活動する鳥類の保全 (フクロウ、トラツグミ)	施設供用後の夜間照明が周辺樹林を照射しないよう遮光対策を講じる。	△	夜間照明が周辺樹林を照射しないよう照明方向の工夫及び遮光対策を講じる。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系	
41	フクロウの保全		対象事業実施区域内の植栽にはコナラ、シラカン等の本種の捕食対象となるネズミ類等の餌供給源となる樹木を植栽し、退避、休息場所となる「ほだ場」を設置する。	△	今後、施設供用時には、対象事業実施区域内の植栽にはコナラ、シラカン等のフクロウ類の捕食対象となるネズミ類等の餌供給源となる樹木を植栽し、退避、休息場所となる「ほだ場」を設置することとする。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系		
42			対象事業実施区域内の残置緑地にフクロウを対象とした巣箱を設置する。なお、巣箱の作成にあたっては、工事により発生した伐採木を極力活用する。	△	今後、施設供用時には、対象事業実施区域内の残置緑地にフクロウを対象とした巣箱を設置する。なお、巣箱の作成にあたっては、工事により発生した伐採木を極力活用する。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系		
43	タカチホヘビの保全		対象事業実施区域南東側から南側にかけての林縁部に湿地を創出することで、ミミズ等土壌動物の育成を図り本種の餌資源を確保する。	△	対象事業実施区域南東側部の蟹沢川上流に湿地を創出し、ミミズ等の土壌動物の育成を図る計画である。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、水生生物、生態系		
44	サラサヤンマの保全		成虫の生息環境を確保するため、蟹沢川付替えに伴う水辺環境整備にあたっては、残置緑地隣接地に湿地環境を整備する。	△	対象事業実施区域南東側部の蟹沢川上流に湿地を創出し、ミミズ等の土壌動物の育成を図る計画である。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、水生生物、生態系		
45	オジロサナエの保全		成虫の生息環境を確保するため、蟹沢川付替えに伴う護岸整備は多自然型護岸とする。また、水辺環境整備にあたっては、残置緑地隣接地に流水域を整備する。	△	蟹沢川付替え河川の護岸は多自然型護岸とした。また、水辺環境整備にあたっては、残置緑地隣接地に流水域を整備する計画である。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、水生生物、生態系	資料14	
46	オオムラサキの保全		直接変更区域内に生育する、食樹のエノキを残置緑地等に移植して、繁殖環境の保全を図る。	△	エノキ成木の移植は、移植先の整備を先行整備した後に成木の生育地を施工する工程を策定することが困難であったため、エノキの苗の植栽を行う計画である。なお、エノキは植栽木として利用される種であることから、苗の育成法は確立されており、成木に成長する確実性は高いと考えられる。	陸上動物 猛禽類等の保全すべき種 繁殖期1回	有(無)	有(無)	陸上動物、生態系		
47	トラフカミキリの保全		直接変更区域内に生育する、食樹のクワを残置緑地等に移植して、繁殖及び生息環境の保全を図る。	△	クワ成木の移植は、移植先の整備を先行整備した後に成木の生育地を施工する工程を策定することが困難であったため、クワの苗の植栽を行う計画である。なお、クワは養蚕用の作物として利用される種であることから、苗の育成法は確立されており、成木に成長する確実性は高いと考えられる。	—	—	—	陸上動物、生態系		
48	樹林性種の保全 (オオムラサキ・サトキマダラヒカゲ・アカマダラコガネ・アカシオオアオカミキリ・ウマノバチ)		残置緑地の果樹園等に、クヌギ・コナラを植栽し、樹林性種の生息環境を回復させる。	△	地域振興施設の緑地整備にあたっては、クヌギ・コナラ等の植栽を行い、樹林性昆虫の生育環境を回復を図る計画である。	—	—	—	陸上動物、生態系		